

税務署にもっと近づこう(第32弾)  
鳴門税務署との座談会会議概要

- 1 日 時 令和6年2月1日(火) 15:00~16:31
- 2 場 所 うずしお会館 2階 第2会議室
- 3 出席者 17名(青年部会員7名 女性部会員6名 税務署2名、事務局2名)
- 4 討議内容
  - (1) 法人課税部門統括国税調査官から、パワーポイント資料に基づきスクリーンにて説明。

税の種類、国税庁の組織・仕事内容、査察制度、納税者サービスの充実等  
税務調査について

高松局全体で、87,000社中1年に約2,900社調査している。追徴金が、法人税が53億円、消費税が15億円。

鳴門税務署では、2,900社中多い時で120社くらい調査している。
  - (2) 質疑応答

A: 以前から疑問に思っていたのだが、「印紙税」というのがよくわからない。なんの目的のためにあるのか。ひとつの取引でも契約書と領収書に必要なになる。電子取引では必要なくなるようだが。

税務署: 印紙税とは、印紙税法上にある書類を作成した際に課税される文書課税と  
いって、書類を作成した際に課税されるものである。

B: クレジット決済のように領収書を発行しなければ、印紙を貼らなくていいの  
か。

税務署: クレジット決済の場合は金銭等の受領実績がないため、印紙を貼付しな  
くてもかまいません。

C: 税務調査で修正申告の多いのはどういった項目か。

税務署: 決算期末の処理に関するものが多くあります。例えば、売上代金の請求  
を決算期に行ったが、入金翌期になっており売上げ計上できていない  
ものや、棚卸商品の計上が一部できていないなどがあります。

D: 電子化の現状は面倒くさいだけ。決まったことなのでやっているが、メリッ  
トが見えず、経費・手間ばかりかかっている。将来どういう姿を目指して  
いるのか。たとえば10年後にはすべて電子化するというような姿を描いて  
いるのか。

税務署: 紙の節約、データ管理等のIT化、税務調査も現地に行かなくなるかも  
もしれないし、企業としても10年保存文書のデータ化で紙の節約できるなど  
メリットがある。徐々に電子化を進めているので、徐々に対応していただ  
ければよいと思う。

税務行政のデジタル化の推進として、個人の確定申告もマイナンバーを利  
用してスマホで申告できるようになっており、将来的に流れとしては電子化  
になるのかもしれない。

E: LINEで見積もりを取ることがあるが、見積書を保存ができない。全部保  
存する必要はないのか。

税務署: すべて保存する必要はないかと思いますが、ケースバイケースがありま  
すので、不安がある場合は税務署に質問してください。